

令和5・6年度射水市建設工事入札参加資格審査に係る
審査基準（主観的事項）の改正について

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観的事項）について、工事の実情や各種審査、関係法令の改正状況等を踏まえ所要の見直しを行うもの。

2 審査基準（主観的事項）の見直し

（1）市工事成績

市建設工事種類別の工事成績について、審査範囲を定期受付年度の前2年から前4年に変更する。

（2）環境への取組み

令和5年1月1日以降、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の加点対象にエコアクション21の取得が追加されることから、客観的点数と主観点数の二重加点による不公平を防ぐため、主観点数の配点を次のとおりとする。

通知書の加点	主観点数の配点
無し	10点
有り	5点

（3）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者（常時雇用する労働者数が100人以下の者に対し、10点を加算する。

2 施行（適用）期日

2（1）（2）（3）については、令和5・6年度の入札参加資格審査から適用する。

< 問い合わせ >

射水市財務管理部総務課契約係

TEL:0766-51-6615

Mail:soumu@city.imizu.lg.jp